

令和 2 年度スポーツ実施率向上事業業務委託仕様書

1 案件名称

令和 2 年度スポーツ実施率向上事業業務委託

2 業務目的

大阪市では、平成 29 年 3 月に「大阪市スポーツ振興計画」を策定し、令和 3 年度までに市民のスポーツ実施率を 65%にする目標を掲げている。本市による調査やスポーツ庁による調査では、ビジネスパーソンは特に実施率が低く（20～50 歳代は全体平均を下回る。）、また女性は男性と比較してスポーツ実施率が低いことがわかっている。これらのスポーツ実施率が低い対象者に対して、スポーツをする楽しさや運動をすることの重要性に気付いてもらい、行動へつなげることを目的とする。

また、令和 3 年度中には、新たな「大阪市スポーツ振興計画」を策定する予定であり、令和 2 年度に様々な調査・分析を行うこととなる。本市経済戦略局スポーツ部で実施する様々な事業のアンケート結果に基づき各事業の分析を行うほか、市民に対してスポーツに関する実態調査を行い翌年度以降の事業の見直しや、次期策定の大阪市スポーツ振興計画の検討材料とすることを目的とする。

※「大阪市スポーツ振興計画」については、下記サイトを参照のこと。

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000010382.html>

3 履行期間

契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

本市指定場所

5 業務内容

(1) 市民のスポーツ実施率向上を図るための方策の策定

ア 業務内容

市民のスポーツ実施率を令和 3 年度までに 65%にするため、市民がスポーツを定期的に実施したり、日常的に運動をする動機となるような方策を策定すること。広報戦略やイベントの実施等その手法は問わない。

(ア) 本市スポーツイベント等の年間を通じた効果的な広報

本市や民間団体が主催する「する」スポーツイベント情報や「みる」スポーツイベント情報のほか、スポーツや運動をするのに有効と思われる情報について、市民に効果的な情報発信を行うこと。

ポスターやチラシの作成、Web や SNS の活用等、アナログ・デジタルを含め、情報発信の手段は問わないが、本市のアンケート調査では本市事業の認知率が低いこ

とが明らかになっているので、より多くの市民に広報できる方策を検討すること。

- (イ) 運動・スポーツを実施したくなる又はそれらを身近に感じるコンテンツの企画
本市が令和元年度より実施・展開している「OSAKA HERO PROJECT」について、これまでの取組内容や効果検証を踏まえて、より促進・定着させる企画を検討すること。なお、これまでの取組内容については、別紙1－3「事業報告書(2019年12月6日)」を参照すること。

(ウ) その他取組み

下記<取組例>を参考にして、上記(ア)(イ)の業務内容と共に、市民が、スポーツを定期的実施したり、日常的に運動をする動機となるような事業を最低1事業実施すること。(必ず下記の取組例から実施しなければならないわけではなく、より効果的な取組みがあれば提案可能とする。)

<取組例>

- ・本市主催のスポーツイベント開催にあわせて、体力測定の実施、個々の状況に合わせた身体の動かし方についてカウンセリングを行う
- ・親子連れや子育て中の方をターゲットとしたイベントの実施
- ・在宅プログラムの作成、その普及
- ・アンバサダーを任命し、アンバサダーによる広報の実施
- ・民間スポーツクラブとの連携

イ 留意事項

- ・本事業は単年契約であるが、単年度で市民のスポーツ実施率を65%にするのは困難であることから、これまでの本事業の取組み及び令和3年度までの期間を踏まえた方策を検討すること。
- ・企画提案した内容については、スポーツ実施率の向上にどのような影響があったか、数値による効果測定を必ず行ったうえで報告を行うこと。
- ・発注者は次の内容について協力が可能である。
 - ①本市ホームページによる広報
 - ②広報誌への掲載(但し、掲載を100%保証できるものではない。)
 - ③包括連携協定を締結しているスポーツチームへの広報に関する協力依頼(但し、必ずしも本市が要望する広報協力を得られるわけではない。)
 - ④令和元年度に実施した「坂道オレンジ」のイベントキットの貸し出し
- ・本事業との連携が可能と思われる事業
スポーツ実施率向上の取組みは、スポーツ庁や各自治体でも行われており、それぞれにおいて、各種制度やポータルサイト、アプリなどが構築されている。ポータルサイトやアプリなどの構築を否定するものではないが、単に類似のものを構築するようなことはせずに、連携についても検討するなど、現状ある資源を有効活用すること。

(2) スポーツ実施にかかる行動変容調査の分析

ア 業務内容

行動変容を調査するため本市が特定の200名に対して複数回アンケート調査を実施

し、アンケート結果を提供するので、分析を行ったうえで報告を行うこと。

- ・調査回数

2回

- ・データ提供方法

マイクロソフトエクセル

- ・報告書

上記(1)の影響なども考察し、対象者のスポーツ実施に影響がある要因や、スポーツ実施を阻む要因などについて数値を用いて分析を行い、行動変容について報告書の作成を行うこと。

(3) 本市事業において実施したアンケート調査の分析

ア 業務内容

本市が実施する事業において、その事業のスポーツ実施率の向上への効果測定を行うため、本市においてアンケート調査を実施する。匿名化したうえでそのアンケート結果を提供するので、分析を行ったうえで報告を行うこと。(アンケート例は別紙1-4のとおり)

- ・調査数

1,000名 (内訳: 200名×5事業)

- ・調査結果提供方法

マイクロソフトエクセル

- ・報告書

なるべく数値を用いて分析を行い、報告書の作成を行うこと。

イ 留意事項

本業務は、翌年度以降の事業の見直しやより有効な施策の検討の材料の1つとして位置づけているため、それを踏まえて実施すること。

(4) 大阪市民のスポーツと健康に関する実態調査

ア 業務内容

次期策定の「大阪市スポーツ振興計画」に向けて、大阪市民を対象としたアンケート調査・分析を行うこと。

(ア) 調査の対象・標本数

20歳以上の大阪市民(外国籍住民含む)

2,000標本(層化二段階無作為抽出法)

(イ) 調査の方法

郵送法

(ウ) 調査日程や具体的な実施内容等については、発注者と打合せ・調整を行い、発注者の承諾後、実施するが、主たる業務は次のとおりである。

①実施計画書の作成・提出

調査日程や具体的な実施内容等について調整を行うため、発注者と打合せを行い、実施計画書を作成し、発注者の承諾を得ること。

②名簿作成

発注者が提供する標本資料（エクセル）に基づき、発注者が指定する様式にて、調査対象名簿を作成すること。

③質問書の設計・作成・印刷

- ・発注者と協議しながら質問書を作成すること。
- ・質問数は 35 問程度を見込んでいる（質問書は A4 サイズとし白色で両面モノクロ印刷で 12 ページ程度）。質問数は変更することがある。
- ・質問内容確定後、質問書を印刷すること。
- ・印刷した質問書 5 部を発注者に見本として提出すること。

④質問書の発送

- ・発送用封筒に送付先・差出人・実態調査アンケート在中を明記し、依頼状・質問書・質問書返信用封筒を封入のうえ、発送すること。
- ・発送用・返信用封筒は受注者で準備をすること。
- ・発送・返信にかかる郵送料は受注者の負担とすること。
- ・依頼状（A4 サイズ 1 枚）については、発注者から提示するので受注者で印刷すること。
- ・質問書の返送確認のため、質問書および返信用封筒に、発注者指定の必要事項を付すこと。

⑤質問書の回収

- ・質問書の返送先は下記 7 の住所とするので、適宜、引き取りにくること。
- ・返送された封筒の開封は受注者が行うとともに、質問書の返送有無を適切に管理すること。

⑥質問書回答の督促

- ・受注者は質問書の回収に最大限努めること。
- ・質問書の返送がない方あて督促を 2 回行うこと。督促件数は概ね 3,200 件程度。（1 回目概ね 1,800 件、2 回目概ね 1,400 件）
- ・督促は原則として官製はがきで行うが、場合によっては質問書の再送もありうる。
- ・督促にかかる官製はがき等及び再送にかかる費用については受注者の負担とする。
- ・督促状の内容は発注者から提示するので印刷すること。

⑦集計・分析

- ・返送された質問書のデータを集計し、調査結果を各項目別の単純集計・クロス集計（グラフ・コメント等添付）などの分析を行うこと。

⑧報告書の作成・印刷・納品

- ・報告書の内容について、発注者の承諾後、印刷を行うこと。
- ・報告書の前書きの内容は、委託後に発注者から提示する。
- ・報告書は A4 再生上質紙又は上質紙を使用し、無線綴じ（両面 100 ページ程度）で 300 部印刷すること。

⑨報告書概要版の作成

- ・報告書概要版の原稿を発注者に提出・確認を得ること。
- ・報告書概要版の前書きの内容は、委託後に発注者から提示する。

- ・報告書概要版はA4サイズで12ページ程度で作成し、電子データで納品すること。

⑩発注者への納品

- ・報告書 300 部
- ・PDF 形式及びマイクロソフトワードの報告書及び報告書概要版データ CD-R 2 枚
- ・調査結果のローデータ（マイクロソフトエクセル）CD-R 2 枚
- ・数表のデータ（マイクロソフトエクセル）CD-R 2 枚

イ 留意事項

- ・業務の進行にあたっては、発注者と十分協議して実施するとともに、定期的に進捗状況を報告すること。
- ・個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する特記仕様書の規定に鑑み、特に十分注意すること。
- ・標本名簿・回答済み質問書・入力原票など調査データに関するものは、業務終了後、速やかに発注者に返還すること。
- ・納品物に係る著作権については、発注者に帰属するものとする。

(5) 報告書の作成

ア 業務内容

令和3年度以降の本事業の実施のため、上記「5業務内容」(1)～(4)の実施内容を踏まえてその効果検証や分析、課題及び令和3年度以降に向けた本事業の実施方法など、数値等を用いて明確化した報告書を作成すること。

- ・中間報告書：9月末
- ・最終報告書：2月末

イ 留意事項

- ・上記アの令和3年度に実施すべき事業内容については、事業内容ごとの効果測定方法とその指標・効果を得るために必要とする期間・費用対効果を明記すること。
- ・上記アの提案内容は、予算や実施体制等に見合った実現可能な範囲の内容を含めること。

(6) 会議への出席

スポーツ実施率向上を図るため関係者や外部有識者が参加する会議を開催するので、その会議に受注者も出席し、その議論内容も踏まえて事業を実施すること。会議は5回程度を予定している。

6 業務報告

業務完了時に、業務完了通知書とともに次のとおり業務報告書を提出すること。書式は問わない。業務報告書は、実施概要、収支の詳細な内容、記録（写真等）を含めて作成すること。

- ・報告書データ：CD-R一式
- ・紙媒体（A4版）：1部

7 納入先及び問い合わせ先

大阪市経済戦略局スポーツ部スポーツ課
大阪市福島区野田 1 - 1 - 86 大阪市中央卸売市場本場業務管理棟 9 階
電話番号：06-6469-3863

8 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- (2) 参加者へのサービスの向上や事業内容充実の目的であれば、協賛企業・団体を募集し、協賛金等を得て本市の委託料とは別に事業費に充当することを可とする。
- (3) 業務遂行にあたり知り得た個人情報は、個人情報保護法・大阪市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、発注者と十分打ち合わせを行い、進めること。
- (5) CD-R にて納品する各データ媒体については、ウイルスチェックを行ったうえ納品すること。
- (6) 本仕様書のほか、暴力団等の排除、公正な業務執行、個人情報に関しては特記仕様書にて定める。
- (7) 受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「コンプライアンス条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(大阪市経済戦略局企画総務部総務課)へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約(協定)を解除することができる。

一括再委託等の禁止に関する特記仕様書

- 1 業務委託契約書第 16 条に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- 4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 5 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

個人情報に関する特記仕様書

本契約の個人情報に関する特記仕様を次のように定める。

(大阪市個人情報保護条例の遵守)

第1条 大阪市（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下条例という）の趣旨を踏まえ、条例の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも条例の規定を遵守させなければならない。

(秘密の保持等)

第2条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、紛失、き損、改ざん等の防止をしなければならない。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第5条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。

(報告義務)

第6条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に遅滞なく報告しなければならない。

(立入検査)

第7条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

(提供資料の返還義務)

第8条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

(是正勧告)

第11条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。

人権研修に関する特記仕様書

受注者は、従業者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務の遂行をするよう、適切な研修を実施すること。また、業務終了後はすみやかに「人権問題研修実施報告書」（別紙）を発注者に提出すること。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称				
事業者名			担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 ー	TEL:	FAX:	電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)				

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪府中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分:次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 大阪府市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(啓発ビデオ試写会、ヒューマニティ演劇のつどい等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人・愛・ふれあいプラザ事業、人権展等)
- ⑤ 大阪府企業人権推進協議会が実施している事業(事業主のつどい、人権問題入門セミナーなど)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。